

## 別 表

別表1 民事事件の着手金及び報酬金

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

別表2 契約締結交渉

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

別表3 督促手続事件

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

別表4 手形・小切手訴訟事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2.5%	5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

別表5 借地非訟事件

借地権の額	着 手 金
5,000万円以下の場合	20万円以上50万円以下
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0・5%を加算した額

別表6-1 任意整理事件(弁護士が配当原資を集めた部分)

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	10%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%
5,000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

別表6-2 任意整理事件(依頼者等が配当原資を集めた部分)

5,000万円以下の部分	3%
5,000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

別表7 刑事事件の着手金

刑事事件の内容	着 手 金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	20万円以上50万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	30万円以上
再審請求事件	30万円以上

別表8 刑事事件の報酬金

刑事事件の内容		結 果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	20万円以上50万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円以上50万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	30万円以上
		求略式命令	20万円以上
	起訴後（再審事件を含む。）	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	40万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	30万円以上
再審請求事件			40万円以上

別表9

## 裁判上の手数料

項 目	分 類	手 数 料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基 本	20万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円
		300万円を超え3,000万円以下の部分 1%
		3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5%
		3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条又は第21条ないし第23条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基 本	5万円以上10万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。）		10万円以上20万円以下

別表10

## 裁判外の手数料

項目	分類	手数料		
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	5万円以上20万円以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万円以上10万円以下	
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	10万円以上30万円以下	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	非定型	基本	300万円以下の部分	10万円
			300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
			3,000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
			3億円を超える部分	0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
		公正証書にする場合	右の手数料に3万円を加算する。	

内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円以上3万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	弁護士名の表示あり	基本	3万円以上5万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下	
	非定型	基本	300万円以下の部分	20万円
			300万円を超え3,000万円以下の部分	1%
			3,000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
			3億円を超える部分	0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合			右の手数料に3万円を加算する

遺言執行	基本	300万円以下の部分	30万円
		300万円を超え3,000万円以下の部分	2%
		3,000万円を超え3億円以下の部分	1%
		3億円を超える部分	0.5%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。		
会社設立等	設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。	
		1,000万円以下の部分	4%
		1,000万円を超え2,000万円以下の部分	3%
		2,000万円を超え1億円以下の部分	2%
		1億円を超え2億円以下の部分	1%
		2億円を超え20億円以下の部分	0.5%
		20億円を超える部分	0.3%
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。	
	交付手続	登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票の交付手続は, 1通につき1,000円とする。	
株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会等準備も指導する場合	50万円以上	

<p>現物出資等証明（商法第百713条第3項及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）</p>	<p>1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p>		
<p>簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）</p>	<p>次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="882 645 1361 723"> <p>給付金額が150万円以下の場合</p> </td> <td data-bbox="1361 645 1461 723"> <p>3万円</p> </td> </tr> </table>	<p>給付金額が150万円以下の場合</p>	<p>3万円</p>
	<p>給付金額が150万円以下の場合</p>	<p>3万円</p>	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="882 745 1361 813"> <p>給付金額が150万円を超える場合</p> </td> <td data-bbox="1361 734 1461 817"> <p>給付金額の2%</p> </td> </tr> </table>	<p>給付金額が150万円を超える場合</p>	<p>給付金額の2%</p>	
<p>給付金額が150万円を超える場合</p>	<p>給付金額の2%</p>		